



NO. 260
2015.11.10

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関2-1-2 中央合同庁
舎2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www.k-union.
network/

ホームページ
のアドレスが
変わりました

http://www.
k-union.netw
ork/

第一線で働くの職員の働きぶり評価

この「決定」に対して、近畿支部本部は直ちに人事院本陣地方事務局に抗議すると同時に、決定の経過を追及してきたところ、1

成したものであることが明らかになりました。また、通信記録整理についても人事院に示していないことも明らかになりました。

緊急時の在宅勤務への「深夜手当」の支給 当局から「不支給」前提の人事院協議

人事院の見解 迅速効率上、 自宅勤務を否定しない

4月18日(土)近畿地
整で陸橋の仮支柱への衝突
事故が発生し、出張所長が
夜中の3時過ぎから自宅に
おいて事故対応をしまし
た。そのときの対応記録が

左記のとおりです。
出張所長が、後日「深夜
特勤」の手当支給を申請し
たところ、事務局総務課長
より下記のような回答があ
り、不支給とされました。

バイパス陸橋の仮支柱への衝突事故対応に伴う通信記録整理

通信種別	時間	相手先	通信種別	時間	相手先
TEL受信	3:17	道路情報室	TEL発信	7:03	維持監理技術者
メール発信	3:37	事務所幹部	TEL発信	7:05	市役所
TEL発信	3:38	巡回班	TEL発信	7:05	建設監督官
TEL受信	3:44	道路情報室	TEL発信	7:08	市役所
TEL受信	3:49	道路情報室	TEL受信	7:09	市役所
メール発信	4:00	事務所幹部	TEL発信	7:15	巡回班
TEL受信	4:02	道管第二課長	メール受信	7:20	道路副所長
TEL発信	4:06	市役所	メール受信	7:21	道管第二課長
TEL受信	4:08	道路副所長	TEL発信	7:22	市役所
TEL受信	4:12	市役所	TEL受信	7:23	工務第二課長
TEL受信	4:33	道路副所長	TEL受信	7:25	市役所
メール発信	4:44	事務所幹部	TEL発信	7:34	前川建設
TEL発信	5:01	巡回班	TEL発信	7:35	巡回班
TEL発信	5:39	道路情報室	TEL受信	7:42	市役所
TEL発信	5:49	巡回班	TEL発信	7:45	巡回班
TEL受信	6:07	市役所	TEL受信	8:38	事務所長
メール受信	6:11	維持監理技術者	TEL発信	8:45	巡回班
TEL発信	6:15	維持監理技術者	メール受信	8:56	工務第二課長
TEL受信	6:21	市役所	TEL発信	8:59	道路情報室
TEL受信	6:46	市役所	メール受信	9:13	道路情報室
メール発信	6:51	事務所幹部	メール発信	9:24	事務所幹部
TEL受信	6:52	市役所	市役所	市の道路二課長	

〇〇維持出張所 〇〇所長 様

お疲れさまです。

過日より、夜間発生した事故で自宅から電話・メール等で行った対応が管理職特勤にあたるかどうか本局に問い合わせていた件について、下記のとおり人事院からの回答がきましたので、お伝えいたします。

- ・判定結果：支給対象外とする
- ・判定理由：今回の場合、勤務官署や事故現場に赴くことが困難な状況になく、自宅等において勤務することが定められたマニュアル等もない状況で、自宅にて電話やメールを使用して行った本件業務は、電話やメールをしている時以外は業務外のことをしていてもよい状況であることから、その内容が電話等の対応を含め当該勤務に係る時間帯に勤務官署での勤務と同様な勤務を行ったものとは認められず、このような勤務は俸給の特別調整額で手当すべきものであると考えられるため、支給の対象外とする。

関係資料の提出等、お手数をおかけしましたが、ご希望に沿う結果には至りませんでした。

- ① 人事院としては個別の判断はしない。
お示し頂いたメールの判定理由は、現場・職場に赴くというやりとりをしていますが、国交省がまとめたもの。(通信記録整理は)見ていない。
- ② 定型的に定められていて、淡々と進めればすむものでは「勤務強度が著しく低い」となり、可能性が低い。
- ③ 自宅が勤務官署と同じ対応(勤務状況)となる場合(職務に専念)は可能性を否定しない。迅速対応、効率的。



今回のような「現場に赴くことが困難な状況にな
い」などとよく言えた
ものです。さらに「電
話やメールをしている
時以外は業務外のこと
をしていてもよい状
況」とは、災害・事故
発生時に自ら健康な
体を顧みないで活動し
ている職員を馬鹿にし
ています。
当局には、第一線
で身を粉にして働いて
いる職員をほっといて
いることも正しいとい
います。

0月29日人事院近畿事務
局から管理職特勤に対する
姫路事案について左記のと
おりの説明がありました。
以上のことから、総務課
長から出張所長への「人事
院からの回答」は国交省が
支給しないことを前提に作

た。多くの地整では、災害
・事故発生時等において
は、事象把握時点からでき
る限り早く第一報を送信す
ることを厳しく定めていま
す。

「電子決裁率を上げよ」と各地整事務所に通達 なじもものじもものじもものを整理すべき

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日)において、行政文書の取得・作成・保存などの行政文書の取り扱いが整理され、各府省では、「総合的な文書管理システムの整備について」(平成12年3月29日各省庁事務連絡会議了承)、行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承)に基づき、それぞれの文書管理の実態に即した任意の様で文書管理システムを整備し、文書管理業務の効率化及び高度化に取り組んできました。

各府省情報化統括責任者連絡会議で具体的に全府省において一層の電子決裁の普及・利用促進の取り組みを推進するとし、平成27年度までを電子決裁推進の集中取り組み期間とし、電子決裁率を60%まで向上させるというアクションプランが確認されています。

の更なる推進への通達を出し、強引に「電子決裁率の目標達成を行おう」としています。「私は電子決裁しか受け付けない」とパワハラ的な発言を行う地整総務部長も現れています。国土交通省管理職ユニオンは、業務の効率化につながるの

は少ないのが実態です。こうした実態を無視し「決裁率をあげよ」とすれば、電子決裁用と説明用に二重に作業することとなり、本以上手間暇が掛かり、今未転倒の事態になってしまっています。どうしても国交省幹部が数字にこだわるのであれば、電子決裁で回せるようなやや軽微なものとして、無用のものを事前に整理し、その流れに沿って電子決裁を進めるしかなく、その結果がたとえ60%に到達しなくても、それは国土交通省の業務上やむを得ないものです。

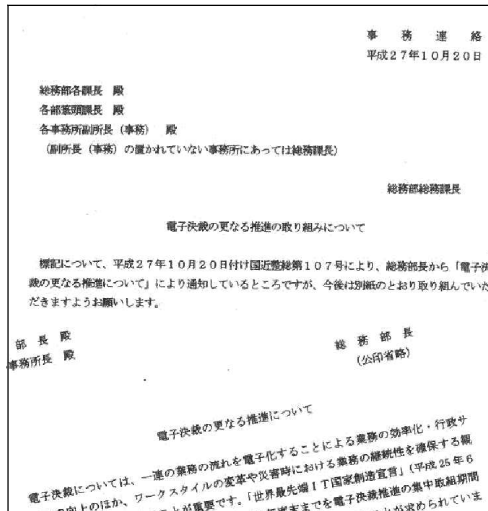
「私は電子決裁しか受け付けない」局幹部のパワハラ的発言も

電子決裁集中取り組み期間が終了年度となった今年、政府全体での電子決裁率が平成26年度下半期時点で72.6%、一方、国土交通省の電子決裁率の到達率は11.0%で下から3番目という状況にあり、総務省から「早急且つ積極的な取り組みを行うよう」要請がされました。

この「要請」をうけ、事務次官や官房長は、大臣に「幹部が率先して取り組みが出来る」習慣がないだけ。あとはやる気の問題」と責任を第一線の職員に転嫁、各地整では「電子決裁の早期目標率達成と、電子決裁

しかし、私たちの業務の少なくない部分は、地元説明、計画、工事や業務の設計、積算、入契、施工管理、検査、用地買収等様々な要件によって左右される業務が多く、結局詳細な説明は紙で行うこととなり、定型的な電子決裁になじむものは少ないのが実態です。こうした実態を無視し「決裁率をあげよ」とすれば、電子決裁用と説明用に二重に作業することとなり、本以上手間暇が掛かり、今未転倒の事態になってしまっています。どうしても国交省幹部が数字にこだわるのであれば、電子決裁で回せるようなやや軽微なものとして、無用のものを事前に整理し、その流れに沿って電子決裁を進めるしかなく、その結果がたとえ60%に到達しなくても、それは国土交通省の業務上やむを得ないものです。

各事務所に急遽送られた「電子決裁の更なる推進について」の事務連絡



幹部職員の決裁の多くが「電子」止まれば、今以上に職員との接触が少なくなりま。幹部職員と職員とのふれ合いが少なくなる中で、心の通った職員管理が出来るのでしょうか。寝食を忘れ、家族や自らの健康も犠牲にして業務遂行している職員に、せめて決裁時には「ご苦労さん」の声が多くの職員に掛けられる。こんな職場にならないのでしょうか。

今年10月1日

「労働契約申込みなし制度」が施行されました

平成24年の派遣法改正で新設された労働契約申込みなし制度は、平成27年10月1日から施行されています。この労働契約申込みなし制度では、国交省が(派遣先が)偽装請負などの違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れて

うした異常な職場状況を改善するため長年にわたって、委託(派遣)労働者でなく職員の増員を求めてきました。国土交通省管理職ユニオンは要求していきます。本来職員で行わなければならない業務の委託(派遣)労働は直ちに中止し、必要な組織体制は職員を増員すること。

また、職員の労働強化が一層進まないよう労働組合と話し合おう。



しかし、システムの登録作業が複雑などの理由で各府省において体系的に整理できていない等の問題があり、平成19年4月13日の各府省情報化統括責任者連絡会議で、「文書管理業務の業務・システムの適正化計画の一層の促進」が確認されました。その内容は、総務省で平成19年度中に政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムを整備する。業務の効率化を目指すし、電子決裁機能を整備し、その利用を促進するというものでした。

その後、2014年4月

その後、2014年4月

その後、2014年4月